



昨年の令和元年は、更生保護制度が発足して七十周年でした。十二支で一番目の本年は「社会を明るくする運動」七十回目を迎えます。
 雲南地区保護司会におきましてもその強調月間である七月を中心として、保護司及び更生保護女性会員による街頭宣伝活動を皮切りに、地域の皆様へ更生保護へのご理解とご協力をお願いしております。
 また夏休み前に、当地域各小学校と中学校の児童生徒さんへ、更生保護に関する全国規模の作文を募集します。当地域の応募作品はここ数年優秀な評価を受けており、明るい社会を実現する将来を思うとき保護司会としてまことに頼もしく思っています。
 そして当保護司会は先輩のご労苦により、旧大仁地区と旧飯石地区との保護司会合併から二十年が経ちます。改めて私どもの課題と目標を再確認すべき時でもあると思います。それは私自身、そろそろ委嘱二十年が近いことと重なると思われるからです。
 さらに当地区での協力雇用主会は、発足七年が経過しています。当初十五社からスタートし、現在二十五社に増えています。有難いことに再出発を目指す人が、社長様やご家族、従業員の方々の励ましにより頑張って就労されているということは、私どもにとって実に感謝すべ



社明運動七十回に思うこと

雲南地区保護司会副会長 多賀 久

きことだと思っております。

私ども保護司が願うことと、この美しい環境に暮らすすべての子供達から年配の方々までが「安心してここでの日々を送りたい」という願いは同じはずです。

それを達成するには青少年の健全育成と防犯活動、再犯せずに罪を償おうとする人への温かい支援に尽きます。それには保護司のみの力で進めるのは困難です。行政はもとより地域の皆様のさらなるご協力が必要です。どうかよろしくお願いいたします。

本年ははからずも世界が新型コロナウイルス禍に翻弄される現状、未だ予断を許しません。皆様のご自愛を切に願っております。

表紙の写真

国道三百四十四号線沿い

木次町湯村地区石照庭園に咲き乱れるハナシヨウブ。

その美しさに見とれます。一度は訪れたくなる庭園です。

(藤原静雄保護司撮影)

第70回“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～
に向けて

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。昭和26年に始まり、毎年多数の御参加を得ながら広がり、本年、記念すべき第70回を迎えました。

安全で安心な国づくりのためには、犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちを再び地域の輪に迎え入れ、責任ある社会の一員となるよう支えることで、誰もがやり直し、活躍できる社会を構築することが重要です。保護司を始め地域の皆様が中心となり、国、地方公共団体、民間が“Hand in hand”、共に手を携え、更生保護のネットワークを広げるべく取り組んでいます。

東京オリンピック・パラリンピックを契機とし、世界から集う多くの方々が、我が国において、温かな励ましの笑顔にあふれた「明るい社会」、誰もが「RE：スタート」できる社会を体感していただくことは、世界平和にも通ずるものと確信しております。

“社会を明るくする運動”の社会的意義を御理解いただき、犯罪のない幸福な社会づくりに取り組む決意のしるしである「幸福の黄色い羽根^{しあわせ}」のもと、様々な分野から、多くの方々が本運動に御参加いただきますよう御協力をお願いします。

内閣総理大臣

安倍晋三

第七十回 「社会を明るくする運動」 「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のか」

島根県推進委員会

1. この運動の趣旨

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くため、社会を明るくする運動「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のか」を推進する。

2. この運動が目指すこと

(目標一)

犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと。

(目標二)

犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること。

3. この運動において力を入れて取り組むこと

- (1) 犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について、広く知ってもらい、理解を深めてもらうための取り組み

(2)

保護司、更生保護女性会会員、BBS会員、協力雇用主等の更生保護ボランティアのなり手を増やすための取組

(3)

犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に支え手として加わってもらうための取組

(4)

民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をして人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークを作る取組

(5)

犯罪や非行が起こらないよう、若い人たちの健やかな成長を期する取組

4. この運動の組織

この運動は、島根県推進委員会及び市町村等を単位とする地区推進委員会により推進する。

5. 強調月間

七月を「社会を明るくする運動」犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のかカラ「強調月間とする。また、再犯防止等の推進に関

する法律において、同じく七月が「再犯防止啓発月間」とされている趣旨を踏まえて運動を推進することとする。

一市二町へ 再犯防止推進計画策定に 向けてのお願い

雲南地区保護司会 会長 駿 馬 重 弘

検挙者に占める再犯者の割合が四十八%を超え、安全・安心な社会を実現するためには、再犯防止対策が必要であると国では平成二十八年十二月、再犯防止推進法が成立しました。

これには基本方針の一つとして国、地方自治体、民間の連携協力が不可欠だと述べられています。

当保護司会は大東支部など十支部と相談の上、松江保護観察所と協同で本年一月下旬雲南市、奥出雲町、飯南町へ標記策定に向けた要請書を提出しました。

具体的には
一、保護司等の安定的確保に向けた協力・支援

二、更生保護ボランティア活動に対する支援の充実

三、犯罪をした人や非行をした少年の立ち直りに向けた取り組み
などです。

三月下旬、一市二町より回答をいただいています。ただ、今後の島根県の策定状況とも深く関係してきます。よって当保護司会としては各自自治体と一緒そう連携協力していきたいと考えています。

保護司活動にインターシッピング制度を活用!

三刀屋保育所においてペープサート、手袋人形劇の実演

雲南地区保護司会 陶山 頼子

一月二十四日、雲南更生保護サポーターセンター事務局のメンバー六名は、三刀屋保育所へお邪魔しました。

今回の訪問は、インターシッピング制度を活用し、長年保育士として活躍されたお二人の元保育士さんも含め、当保育所の現役保育士さんが、私たち保護司の活動を一緒に体験したり、園児と共に参加したりするなかで、保護司活動についてより広く知ってもらうというねらいがあります。会場には最新CD「ホグちゃん音頭」の威勢のいい曲が流れ、雰囲気は最高潮!。いよいよペープサート「いじめっこのホグちゃん」の始まりです。

幕を持つ者、セリフを読む者、一人何役で紙人形を動かす者、カメラマン等々と、八人ワンチームで演じました。おまけの「三枚のお札」の手袋人形劇も、人形の動きや小道具の面白さを園児たちは楽しんでくれたようです。

保護司活動の一環として行った今回の取り組みでした。



が、思いのほか園児たちに喜んでもらえたこと、そして保育士さんたちへの啓発も少なからずできたことに、心地よい満足感を感じながら保育所を後にしました。ぶっつけ本番の「おじいちゃん・おばあちゃん劇団」でしたが、園児の真剣な反応にたくさんの元気をもらったひとときでもありました。



薬物乱用防止教室の開催

雲南地区保護司会 掛合支部 石飛 由美子

「今日の薬物に関するお話は、人生を決める大切なことだなど思いました。所持しているだけでもつかまるので、絶対にはいけないなと思えました。一度使うと依存症になり、また使いたくなるので、その悪循環で体がどんどんぼろぼろになっていくことが分って、すごく怖かったです。今日習ったことをこれからの人生につなげていきたいなと思います。」これは、令和二年二月、掛合中学校に於ける、薬物乱用防止教室に参加した生徒さんの感想です。

雲南地区保護司会 掛合支部では毎年、掛合中学校三年生の卒業前に薬物乱用防止教室を開かせてもらっています。何かと気ぜわしい時期の教室開催ですが、地域のおじさん、おばさん、又、専門的立場からお巡りさん、薬剤師さんらのお話を真剣に聞いてくれます。私達は、みなさんの地域でのこと、幼い頃の姿をよく知っていますよ」という思いが何とか伝わるようお話ししています。

今年の二月、DVDを教材に薬物の具体的な恐ろしさ等、薬剤師さんの生の声でのお話は生徒さん達はもちろん、私達保護司も大変勉強になりました。終わってからの校長室での反省会では、質問が飛び交い盛り上がりました。

おもしろ半分や友達に誘われたから等、安易な気持ちでそれとかわりを持たないこと。今、みんなで聞いた「薬物とかかわってはいけない」と感じている気持ち」を大切に社会に出ていって下さいと、毎回訴えています。

この活動が、細々ながらも地域で子ども達と触れ合え、学んでいく場として続いていくことを願っています。



更生保護、あなたの善意が 事業の支え。

犯罪や非行は、非難され
べきものです。でも、犯
罪や非行をした人を、白眼
視しないで、更生のため必
要な範囲で支え、助けるこ
とにより再犯を防止する、
これが私たちの願いです。

退任を前にして

大東支部 井上 禧宏

退職後は単に家庭に止まることなく、社会と何らかの関わりをもって生活していきたいと思っていたので就任要請に対し程なく了解の返事を致しました。
最初を担当したのは、児童虐待をした夫婦でした。何が背景にあったのかなどを聞き、私の考えも入れながら松江保護観察所への報告書を送りました。
その後は、覚醒剤違反や万引き、交通事故違反の方など三十〜四十才代の方を担当してきました。こうした罪を犯した人の両親は私とほぼ同年代で、人目をはばかり親の希望で夜八時頃の訪問になりました。
不肖の子供ほどかわいいとよく言われるように愛情ある心づかいにふれる度毎に、何とか立ち直り普通の生活が出来るようにと願いつつ家路についたことを覚えています。
五月末での退任を控え、今後は「社明運動」など側面から協力していきたいと思っています。長い間お世話になりました。
有り難うございました。

※(令和二年五月三十一日付けで退任されました)

更生保護法人 島根保護観察協会定款 (抜粋)

目的と事業

(目的)

第3条 この法人は、島根県内における更生保護に関する事業の充実発展に寄与するとともに、更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者に対し、その自立更生に必要な保護を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の連絡助成事業及び一時保護事業を営む。

- (1) 更生保護事業を営む者に対する連絡、調整又は助成
- (2) 保護司活動に対する連絡、調整又は助成
- (3) 更生保護に関する民間協力組織に対する連絡、調整又は助成
- (4) 犯罪予防を図るための世論の啓発その他の活動
- (5) 更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者に対する金品の給与
- (6) その他前条の目的を達成するために必要と認める事業

(会員)

第40条 この法人に会員を置くことができる。

2 会員は、本会の目的に賛同する個人又は団体をもって構成し、理事長の承認を得る

3 会員は、これを分けて次の5種とする。

普通会員	年額1,000円以上を拠出する者	協力会員	年額3,000円以上を拠出する者
賛助会員	年額5,000円以上を拠出する者	特別会員	年額1万円以上を拠出する者
名誉会員	年額10万円以上を拠出する者		

4 会員は、毎年度、事業計画、収支予算、事業成績、決算その他重要事項の報告を受ける。

※この主旨に基づいて保護司がご家庭を伺いました際には、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。



令和2年度雲南地区保護司会組織図

(令和2年6月1日現在)



編集後記

新型コロナウイルスの流行による自粛生活が経済活動や子どもたちの教育などに多大な影響を与えています。私たち保護司会においても対象者との面接や研修会の中止などの影響があります。

編集会議は窓を開けて距離をとって行いました。この重苦しい生活の中でも、家で楽しめることをネットで配信したり、困っている

事業所を支援する動きもあります。どうかご自分と周りの人を大切にされる行動を取って下さい。ガンバロウ人類!! (岡田)

編集委員長 妹尾和明
 編集委員 岡田礼子
 編集委員 若月薫
 編集委員 早水守
 編集委員 永田一博



奥出雲町下阿井押輿祭り (H30.10.1撮影)